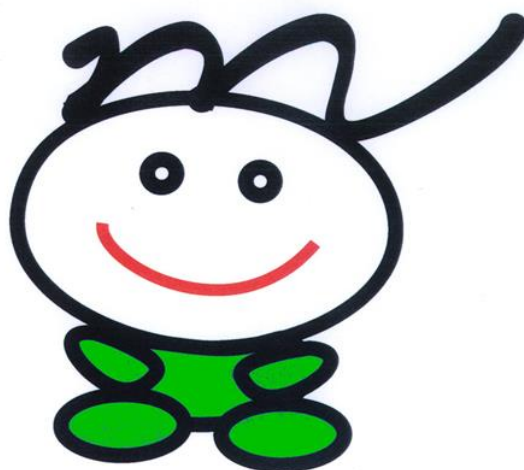


# 碧のエコプラン

～碧南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～



第3版

令和5年2月

碧南市

# 目次

1	計画の背景	2
2	計画改定の趣旨	2
	(1) これまでの策定・改定の経緯	
	(2) 旧計画の取組の実施状況及び評価	
	(3) 計画改定の方針	
3	基本的事項	5
	(1) 事務事業編の目的	
	(2) 事務事業編の対象とする範囲	
	(3) 対象とする温室効果ガスの種類	
	(4) 事務事業編の計画期間	
4	「温室効果ガス総排出量」に関する数量目標	7
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 基準年度	
	(3) 数量目標	
5	目標達成に向けた取組	8
	(1) 具体的な取組事項	
	(2) 取組の数値指標	
6	事務事業編の進捗管理の仕組み	12
	(1) 推進体制	
	(2) 進行管理	
	(3) 公表	

## 1 計画の背景

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。地球温暖化に伴う影響として、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇、暴風・台風による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

2015年(平成27年)に開催されたCOP21において採択されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げ、全ての国が参加して温室効果ガス削減に取り組むこととなりました。

日本では、2016年(平成28年)5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。この計画では、地方公共団体の役割として、自らが率先的な取組を行なうことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

## 2 計画改定の趣旨

### (1) これまでの策定・改定の経緯

平成12年1月 碧南市役所環境保全率先行動計画(碧のエコプラン)策定

※国の第1次環境基本計画(平成6年12月閣議決定)による環境保全率先行計画として策定

平成22年4月 改定(第2版)

### (2) 旧計画の取組の実施状況及び評価

旧計画では、環境に配慮した行動として、物品等に関する取組、エネルギーに関する取組及び公共事業に関する取組を計画して実行してきました。これらの取組のうち12項目について、基準年度である平成21年度に対する削減目標を掲げています。

目標の達成状況は、以下のとおりです。

項目	目標値	結果	達成状況
電気使用量	10%削減	11.7%削減	○
ガス使用量	10%削減	34.6%削減	○
重油使用量	10%削減	8.9%削減	×
ガソリン使用量	10%削減	22.6%削減	○
水道使用量	5%削減	22.0%削減	○

コピー用紙使用枚数	30%削減	13.4%増加	×
廃棄物排出量	10%削減	20.9%削減	○
低公害車割合	60%	66.3%	○
グリーン購入割合	95%	67.5%	×
公共工事の残土等再利用率	95%	100%	○
自然エネルギー発電量	150Kw	85.0Kw	×
公共施設緑化率	20%	12.4%	×
温室効果ガス排出量	—	15.5%削減	—

※目標値及び結果は、基準年度（平成21年度）に対する令和元年度（平成30年度実績）の数値

※温室効果ガス排出量は、旧計画では削減目標を設定していない。

目標未達成の項目について、影響が大きいと考えられる主な内容は、以下のとおりです。

項目	未達成理由
重油使用量	ボイラー設備の燃料が、ガスから重油に転換されたことによる。（1施設）
コピー用紙使用枚数	外部印刷から庁内印刷へ変更したこと、電子決裁が進まなかったことによる。
グリーン購入割合	再生紙を安価なグリーン購入以外のものを購入したこと等による。
自然エネルギー発電量	太陽光発電設置に対する施策転換による。 （自家発電→屋根貸し）
公共施設緑化率	公共施設の新設を少なくしたこと、市民の利便性を優先し駐車場整備等を行ったことによる。

### (3) 計画改定の方針

#### ア 計画名称について

国の第2次環境基本計画（平成12年閣議決定）では、従来の環境保全率先実行計画に代わり地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）第21条に基づく地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定することとされました。

本計画について、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策実行計画（事務事業編）としての位置付けを明確にするため、計画の名称を「碧南市役所環境保全率先行動計画（碧のエコプラン）」から「碧のエコプラン～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」に改称します。

イ 取組項目について

計画改定にあたっては、新たに温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

目標達成に向けた取組については、温室効果ガス削減に直接結びつく項目を主に計画していくこととし、数値目標についても温室効果ガス排出量削減に繋がる項目を主に設定します。

### 3 基本的事項

#### (1) 事務事業編の目的

事務事業編は、地方公共団体の事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行なうことにより区域の模範となることが求められていることから、自らの事務・事業に関する温室効果ガス削減に向けた取組について計画・実行するため、事務事業編を策定します。

#### (2) 事務事業編の対象とする範囲

本計画は、本市が行なう全ての事務・事業を対象とし、指定管理者制度導入施設を含め、本市が所有・貸借している全ての施設に適用します。

#### (3) 対象とする温室効果ガスの種類

事務事業編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載されている以下の7種類のガスです。

このうち、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については、排出量全体に占める割合が極めて小さく、自治体の業務における排出の影響が少ないことから、本計画における「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の3種類とします。

温室効果ガスの種別	主な排出源	対象
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料、電気、熱等の使用	○
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	○
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 麻酔剤 (笑気ガス) の使用	○

ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	自動車用エアコンの使用 廃棄スプレー製品の噴射剤	×
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体製造過程で使用	×
六ふっ化硫黄 (SF6)	電気絶縁用ガス	×
三ふっ化窒素 (NF3)	半導体製造過程で使用	×

(4) 事務事業編の計画期間

国の地球温暖化対策計画の目標年度及び碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中期目標年度に合わせ、令和2年度から令和12年度までの11年間とします。

ただし、計画期間中に国及び県の制度改正または社会情勢や気象状況の変化による設備使用の変更等があった場合は、随時見直しを行います。

#### 4 「温室効果ガス総排出量」に関する数量目標

##### (1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画における令和12年度の削減目標及びゼロカーボンシティ宣言の趣旨を踏まえ設定します。

参考：地球温暖化対策計画における削減目標

令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）対比46%減

##### (2) 基準年度及び基準年度温室効果ガス排出量

###### ア 基準年度

平成25年度とします。

※碧南市環境基本計画（碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））に合わせ、基準年度を平成25年度とする。

###### イ 基準年度（平成25年度）温室効果ガス排出量

13,510 t-CO<sub>2</sub> とします。

※平成25年度の排出量は指定管理施設からの排出を算定に入れていないため、指定管理施設を算定に入れた直近の令和3年度の実績から、下記表のとおり排出割合を算定し、平成25年度の基準年度排出量を上記のとおり算定した。

年度	温室効果ガス排出量 (指定管理者含む)【A】	温室効果ガス排出量 (指定管理施設除く)【B】	指定管理者施設排出割合 【A】/【B】
令和3年度	11,861 t-CO <sub>2</sub>	11,123 t-CO <sub>2</sub>	6.2%

##### (3) 数量目標

数値目標は、国のカーボンニュートラルの実現に基づく、国の地球温暖化対策計画の新たな削減目標を踏まえ、目標年度である令和12年度における本市の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、基準年度である平成25年度対比で46%削減することを目指します。

項目	平成25年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)	削減率
温室効果ガス 総排出量	13,510 t-CO <sub>2</sub>	7,296 t-CO <sub>2</sub>	46%

※目標年度における温室効果ガス排出量は、令和11年度実績値



## 5 目標達成に向けた取組

国の地球温暖化対策計画では、地球温暖化対策における地方公共団体の役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」とする中で、国の掲げる削減目標と同等の削減を実現することは、今まで以上に職員の率先した環境に配慮した前向きな取組及びハード面の推進が重要となります。

目標達成に向け下記の基本方針に基づき、取組を推進することとします。

### 基本方針

- ① 設備更新によるエネルギー効率の向上（LED化）
- ② 庁用車の次世代自動車導入率の向上
- ③ ガソリン、重油等の化石燃料由来のエネルギーの削減

#### (1) 具体的な取組事項

##### ア 職員等の環境意識の向上に関する取組

###### (ア) 職員への環境保全意識の啓発

- ・職員に環境保全に関する情報提供及び啓発を行なう。
- ・職員提案等を活用して業務の効率化に努める。

###### (イ) エコ通勤の推進

- ・徒歩、自転車又は公共交通機関による通勤を奨励する。

###### (ウ) ノー残業デー（毎週水曜日）の推進

###### (エ) 夏期のクールビズ、冬期のウォームビズの推進

###### (オ) 事業の実施における環境配慮

- ・事業の構想、計画段階から環境保全の配慮を図る。

##### イ 購入に関する取組

###### (ア) 紙、文具類及び公共工事等のグリーン購入推進

- ・碧南市グリーン購入基本方針に則り、環境負荷の少ない製品を選択する。
- ・グリーン購入製品を選択しやすくするため、物品等を発注する際には、可能な限りまとめて発注するなどして、スケールメリットに伴う低コスト化に努める。

###### (イ) 製品、サービス調達などにおける環境配慮

- ・環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約に努める。

(ウ) 計画的購入、効率的利用の推進

- ・在庫管理を徹底し、余分なものは購入しない。
- ・貸出可能物品を活用し、無駄なものは購入しない。

(エ) 照明のLED化

- ・国の目標（2030年におけるLED化100パーセント）に基づき、LED照明等の高効率照明化を達成する。

エ 使用に関する取組

(ア) 公用車

- ・公用車への次世代自動車（燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車等）の導入を推進する。
- ・エコドライブに努める。
- ・公共交通機関や自転車の活用により公用車の使用抑制及び台数削減に努める。
- ・公用車の相乗りを心掛ける。

(イ) 印刷、製本

- ・コピー及び印刷時には、両面印刷、裏紙利用を推進する。
- ・電子メール、ホームページ、職員ポータル等を活用し、紙の使用量削減に努める。

(ウ) 冷暖房機器

- ・冷暖房機器の使用は必要最低限となるように努める。
- ・室内温度を冷房使用時は28℃、暖房使用時は19℃を目安に設定し、適切に使用する。
- ・冷暖房風を遮断しないよう、空調吹き出し口や窓際の風の流れの近くに荷物等を置かない。
- ・トイレの使用後は、温水洗浄便座の蓋を閉める。

(エ) 照明器具

- ・始業前、昼休み中、業務終了後は、業務に支障の無い範囲で消灯する。
- ・トイレや会議室等の使用していない場所は消灯する。
- ・晴天時は窓際の照明を消す。

(オ) O A機器

- ・ O A機器（パソコン、複合機等）は、使用しないときはこまめに電源を切る。

(カ) エレベーター、エスカレーター

- ・ 荷物搬入時等の必要時以外は、エレベーターの使用を控える。

(キ) 水道

- ・ 必要以上に使用せず、節水を心がける。

オ 廃棄物削減に関する取組

(ア) 3 R推進によるごみ量の減少

- ・ 3 R（ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を進め、ごみの削減に努める。
- ・ 使用済み封筒、裏紙等の再使用に努める。

(イ) 廃プラスチック類の分別、リサイクル

- ・ 分別、リサイクルを徹底し、ごみの削減に努める。

カ 施設の建築、管理等に関する取組

(ア) 外部からの環境負荷の低減

- ・ 施設の新設、更新、改修時等には、開口部の遮蔽、遮熱性能を向上する工夫や外気負荷を低減する工夫に努める。

(イ) 高効率機器の導入

- ・ 設備の新設、更新、改修時等には、高効率機器を導入しエネルギー使用量の低減に努める。

(ウ) 再生可能エネルギー等の活用

- ・ 施設における太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を推進する。
- ・ 設備の新設、更新、改修時等には、雨水利用や高効率燃料の導入、転換を検討する。

(エ) 緑化推進

- ・ 公共施設の緑化について、出来る限り維持、拡大に努める。
- ・ グリーンカーテン等による壁面緑化を推進する。

## (2) 取組の数値指標

温室効果ガス排出量の削減に直接的に関係する下記項目について、目標年度である令和12年度に基準年度である平成25年度に対して以下の削減を目指します。

項目	温室効果ガス排出量 (平成25年度)	温室効果ガス削減量 (令和12年度)
電気使用量	12,139 t-CO <sub>2</sub>	5,584 t-CO <sub>2</sub>
ガス使用量	1,357 t-CO <sub>2</sub>	625 t-CO <sub>2</sub>
重油使用量	1,736 t-CO <sub>2</sub>	799 t-CO <sub>2</sub>
ガソリン使用量	143 t-CO <sub>2</sub>	66 t-CO <sub>2</sub>

※基準年度である平成25年度の排出量には、指定管理施設の排出量が算定に入れていなかったため、指定管理施設を入れた直近年度（令和3年度）の排出量から排出割合に応じ算定

また、温室効果ガス排出量の削減に間接的に関係する下記項目についても、本市の取り組みとして目標を設定し、削減を目指します。

項目	基準値 (平成25年度)	削減量 (令和12年度)
水道使用量	317,285 m <sup>3</sup>	145,952 m <sup>3</sup>
コピー用紙使用量	17,652,066 枚	8,119,951 枚
廃棄物排出量	299,268 kg	137,664 kg

※基準年度である平成25年度の排出量には、指定管理施設の排出量が算定に入れていなかったため、指定管理施設を入れた直近年度（令和3年度）の排出量から排出割合に応じ算定

## 6 事務事業編の進捗管理の仕組み

### (1) 推進体制

#### ア 事務局

環境課（環境保全係）、資産活用課（開発推進係）及び庶務課（庶務係）で組織します。

#### イ 各課及び各施設等の長の役割

各課及び各施設等の長は、所属職員が計画の趣旨に基づき温室効果ガス削減に向けて取り組むように管理・監督します。

#### ウ 環境保全推進員

各課及び各施設等に環境保全推進員を置き、各課等における取組の先導役を担います。また、各課等におけるエネルギー使用量についてとりまとめ、毎月事務局に報告します。

## (2) 進行管理

この計画の進行管理は、P D C Aサイクルにより実行します。

この計画（P l a n）に基づき取組を実施（D o）し、毎年の進捗状況・数値指標に掲げた項目の削減状況・温室効果ガス排出量を点検・確認（C h e c k）します。また、進捗状況等については、庁内連絡会議幹部会に報告し、意見をいただきます。推進が遅れている項目等については、取組の見直し等（A c t）を行い、計画を推進していきます。

## (3) 公表

毎年の数値指標項目の進捗状況及び温室効果ガス排出量をホームページ等により公表します。

